

山梨県公報

第二千百十五号

平成二十三年

二月二十八日

月 曜 日

目次

告示

救急病院等の認定

電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定

一一五

一一五

一一五

公告

換地処分の実施(二件)

平成二十三年二級建築士及び木造建築士試験の実施

随意契約の相手方の決定について

正誤

平成二十三年二月十日付第二千百十号中

一一七

一一七

一一八

一一八

告示

山梨県告示第五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
平成二十三年二月二十八日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期間

平成二十三年二月二十三日から平成二十六年二月二十一日まで

山梨県告示第五十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成二十三年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間
県道線	甲府昇仙峡線	甲府市塩部二丁目七九〇番の三地先から 甲府市塩部三丁目一七一一番の一地先まで

山梨県告示第五十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成二十三年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府市川三郷線	中巨摩郡昭和町飯喰字中河原四六〇番の三地先から 中巨摩郡昭和町飯喰字村西一二五〇番の一地先まで

山梨県告示第六十号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定を次のように定める。
建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定
平成二十三年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。
一 中間検査を行う区域
県内全域(甲府市の区域を除く。)

2 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成十八年山梨県告示第八号）は、廃止する。
（経過措置）
3 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用し、この告示の施行の前日に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物については、なお従前の例による。

公 告

● 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業一宮北部地区の換地処分を平成二十三年二月十六日実施した。
平成二十三年二月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

● 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業大野寺地区の換地処分を平成二十三年二月十六日実施した。
平成二十三年二月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

● 平成二十三年二級建築士及び木造建築士試験の実施
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。
平成二十三年二月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時
1 学科の試験
二級建築士 平成二十三年七月三日（日）午前十時から午後五時十分まで
木造建築士 平成二十三年七月二十四日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験
二級建築士 平成二十三年九月十一日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士 平成二十三年十月九日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
三 受験申込手続
1 インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、それぞれ当該試験の申込みを行うことができる。
（一） 受験申込受付期間及び時間
（1） 期間 平成二十三年四月一日（金）から同月七日（木）まで
（2） 時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで
（二） 受験申込方法
センターのホームページ（<http://www.jaieci.jp>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

2 受付場所における受験申込み
（一） 受験申込受付期間及び時間
（1） 期間 平成二十三年四月十一日（月）から同月十五日（金）まで
（2） 時間 （1）の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後四時まで
（二） 受験申込書の請求先
甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築士会（以下「建築士会」という。）の事務所
（三） 受験申込書の提出先
甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階ホール
受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表
平成二十三年十二月一日（木）を予定している。なお、学科の試験については、二級建築士試験は同年八月二十三日（火）、木造建築士試験は同年九月六日（火）を予定している。
五 その他
設計製図の課題は、平成二十三年六月八日（水）からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量
IC免許証システム機器用消耗品（ICカードベース等）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十二年十二月二十七日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
- 五 契約金額
三千九百八十五万七千六百六十円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

正 誤

ページ	段	行	誤	正
八三	上	終わりから七	第九三八 一号	第四九三八 一号

平成二十三年二月十日山梨県告示第三十九号（一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定）